

けんしんプレミアム金利付

佐渡世界遺産 応援定期積金Ⅱ

取扱期間 令和5年9月1日(金) ▶ 令和5年12月29日(金)

◆金利

3年以上～5年未満
(36回掛込) (59回掛込)

年 **0.10%**

5年(60回掛込)

年 **0.15%**

60ヵ月未満、60ヵ月の2段階において、契約期間別金利設定を行います

◆募集総額

30億円

(取扱期間中でも30億円に達した場合は、その時点で終了することがあります)

◆期間

3年(36回掛込)

5年(60回掛込)



佐渡を世界遺産に



新潟けんしん

検索



取扱店

担当

TEL

(令和5年9月1日現在)

商 品 概 要

商 品 名	けんしんプレミアム金利付「佐渡世界遺産応援定期積金Ⅱ」
お 取 扱 期 間	令和5年9月1日(金)～令和5年12月29日(金)
募 集 総 額	30億円(取扱期間中でも30億円に達した場合は、その時点で終了することがあります)
お 取 扱 対 象	個人、個人事業主の方、法人
お 預 入 金 額	10,000円以上
適 用 金 利	年0.10% 3年(36回掛込)～5年未満(59回掛込) 年0.15% 5年(60回掛込) 60ヵ月未満、60ヵ月の2段階において、契約期間別金利設定を行います
掛 込 形 態	店頭、口座振替、集金扱いとさせていただきます
期 限 前 解 約	解約日における普通預金利息が適用されます
課 税 方 法	マル優のお取扱いはできません 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる給付補填備金には復興特別所得税が課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります 法人は国税のみ15.315%の税金がかかります
そ の 他	(1) 預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます (2) お客様からご契約いただきました「佐渡世界遺産応援定期積金Ⅱ」の募集総額の0.01%相当額(30万円)を新潟県信用組合が拠出して、「佐渡世界遺産登録に取り組む関係機関」に寄付させていただきます。(お客様のご負担はありません)

※ 1 窓口にて「商品概要説明書」を用意しております。詳しくは窓口または営業担当者にお問合せください。

※ 2 金融環境の変化等により、お取り扱い内容を変更、またはお取り扱いを中止する場合がございます。

新潟県信用組合 SDGs 宣言



新潟県信用組合は、「地元を見つめ、地元とともに歩み、地元の発展にベストをつくします」を経営理念に掲げ、1950年(昭和25年)2月の創業以来、「相互扶助」「地元奉仕」の精神のもと、地域社会の一員として、地域活性化に向けて積極的に取り組んでまいりました。

当組合は、地域金融機関として、これからも地域社会の課題解決と成長に向けて取り組み、地域の皆さまとともに、国際連合が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)が目指している持続可能な社会の実現に努めてまいります。

商品概要説明書(交付用)

スーパー積金「佐渡世界遺産応援定期積金Ⅱ」

(取扱期間 令和5年9月1日～令和5年12月29日)

R5.9.1現在

1. 商品名(愛称)	・乙種積金(定額式) 愛称:「佐渡世界遺産応援定期積金Ⅱ」 (略称:「佐渡世界遺産応援積金Ⅱ」)
2. 販売対象	・個人、個人事業主の方、法人。
3. 期間	・3年(36回)～5年(60回)
4. 預入方法・掛込金額	・1万円以上(毎月同一掛金となります)
5. 支払方法	・満期日に掛込総額＋給付補填金をお支払いします。なお、満期日が当組合の休業日の場合は、翌営業日からの お支払いとなります。
6. 給付補填金	・定期積金の満期支払いに伴う預金利息に相当する金額を「給付補填金」という 給付補填金＝給付契約額－掛込総額 給付契約額＝掛込総額＋給付補填金
7. 適用金利	・3年以上5年未満 年0.10%、 5年 年0.15%とし預入時の利率を満期日まで適用します。
8. 中途解約時の取扱い	・解約時の普通預金利率で計算します。
9. 利払頻度	・満期日以後に給付契約金として支払います。
10. 計算方法	・付利単位100円として、契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。
11. 手数料	—
12. 掛込形態	・店頭、集金、自動振替とさせていただきます。
13. 掛金先払い	・掛金のまとめ入金はできません。
14. 総合口座への組入れ	・総合口座への組入れはできません。
15. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【窓口：新潟県信用組合総務部】 025-228-4111 受付日 : 月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応手続きについては、別途ご案内を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合 ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-kenshin.co.jp/ ・紛争解決措置 新潟県弁護士会 示談あっせんセンター(電話：025-222-5533)、 東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)、 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部、新潟県信用組合協会または しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの 申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議 システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は 仲裁センター等にご照会ください。 【新潟県信用組合協会】 受付日 : 月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電 話 : 025-247-7433 住 所 : 〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28 (信用組合会館2階) 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 : 月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電 話 : 03-3567-2456 住 所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)
16. その他参考 となる事項	・金利については、窓口までお問い合わせください。 ・金融環境の変化等により、お取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止する場合があります。 ・募集総額(契約額30億円)に達した場合は、募集期間途中で取扱を終了することがあります。 ・満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・「非課税貯蓄申告制度(マル優)」の取扱はできません。
17. 税金	・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税され るため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。但し、法人は国税のみ15.315%がかかります。
16. 預金保険制度	・預金保険の対象であり、同保険の範囲以内で保護されます。